

交 対 協 第 1 7 号
令 和 2 年 3 月 1 8 日

ご協力事業者各位

大阪府交通対策協議会事務局

「高齢者運転免許自主返納サポート制度」特典利用条件の追加について（お知らせ）

謹啓 早春の候、貴社ますますご繁栄の事とお喜び申し上げます。

日頃から当協議会が運営する「高齢者運転免許自主返納サポート制度」にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年4月1日より、「高齢者運転免許自主返納サポート制度」の特典利用条件を追加することになりましたのでお知らせします。

これまで65歳以上の高齢者で「運転経歴証明書の提示」を条件に商品割引等の様々な特典サービスのご提供をいただいておりますが、本年4月1日から別添1、2のとおり、

「運転経歴証明書交付済シールとマイナンバーカードの両方を提示」された方も特典利用の条件といたします。

特典利用条件の追加は、マイナンバーカードの普及促進を目的とした警察庁からの依頼によるもので、本年4月1日から警察署等において同交付済シールを希望者に対して、運転経歴証明書本体とともに交付されることとなります。

つきましては、本年4月1日以降、本制度利用者が特典を利用する時に、同交付済シールと一緒にマイナンバーカードを提示されることがありますので、その際は同交付済シールとマイナンバーカードの氏名が同一であることを確認したうえで、ご協力いただいている特典サービスをご提供頂きますよう、よろしく申し上げます。

なお、このお知らせについては、原則、本制度お申し込み時のご連絡先にお送りしていますので、担当部署等の変更や各事業者様の取りまとめをしている事業者様は、関係部署や各事業者様に転送等の方法で周知して頂きますよう、併せて申し上げます。

ご不明な点があれば、下記連絡先までご連絡ください。

今後も引き続きご支援を賜りますよう、よろしく申し上げます。

謹言

担当者	大阪府都市整備部交通道路室 道路環境課 安全対策グループ
電 話	06-6941-0351 (内線3973) 06-6944-9290 (直通)
E-mail	kotsudoro-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp

運転経歴証明書の保有者の方に
サービスをご提供されている事業者の皆様へ

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

- ★ 運転経歴証明書の保有者の方は、「運転経歴証明書交付済シール」をマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、運転経歴証明書が交付済であることが証明できるようになりました。
- ★ バスやタクシーに乗車する際などに、シールをマイナンバーカードと一緒に提示した方については、運転経歴証明書を提示しなくても、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。

シールの見方

- 1 シールには、保有者の方の氏名が記入されています。
- 2 シールの保有者の方が、割引等のサービスを受けようとする際、シールをマイナンバーカードと一緒に提示します。
シールは、マイナンバーカードケースの裏面に貼付されています。
- 3 シールの氏名とマイナンバーカードの氏名が同一であることをご確認のうえ、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。



マイナンバーカード

シールはマイナンバーカード
と一緒に提示されます

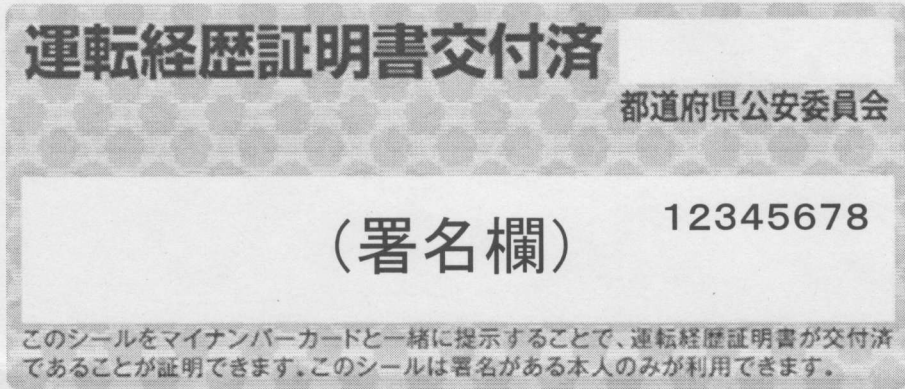
シールを活用したマイナンバーカードの普及促進にご協力下さい！

警察庁

大阪府交通対策協議会

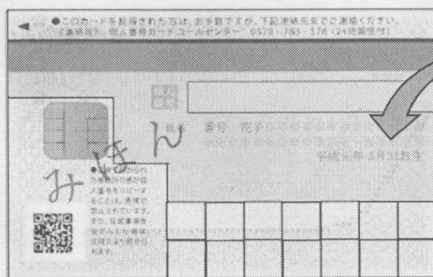
お問合せ先：大阪府庁道路環境課（電話番号：06-6944-9290）

運転経歴証明書交付済シール

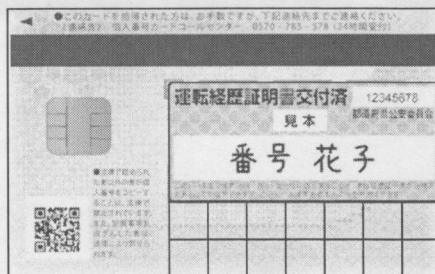
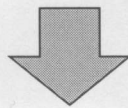
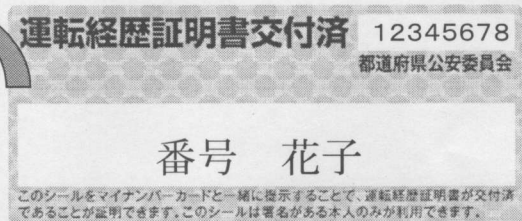


寸法: 24mm × 56mm

<シールはマイナンバーカードケース（裏面）に貼付されています>



(マイナンバーカード裏面)



(シールが貼付された状態)

※シールはマイナンバーカード本体に貼付されていません。
マイナンバーカード入りのソフトケースに貼付されています。